

# 鹿児島県談合情報処理要領

平成13年3月30日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する工事等の入札（以下「入札」という。）の適正を期するとともに、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うために、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

### (1) 入札執行機関

入札を執行する本庁の主務課並びに地域振興局、支庁及び支庁の事務所をいう。

### (2) 談合情報

県に寄せられた入札談合に関する情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 報道機関から寄せられた情報で、別表1中及びの外、からまでのうち、いずれか1つ以上が確認されたもの

イ 情報提供者が身分を明らかにした情報で、別表1中及びが確認されたもの

ウ 情報提供者が身分を明らかにしない情報で、別表1中及びの外、からまでのうち、いずれか2つ以上が確認されたもの

エ 前各号に掲げるものの他、入札執行機関の長が、情報の内容を総合的に勘案し、信憑性があると認めたもの

### (3) 入札執行期間

紙入札においては入札日時から開札までの期間、電子入札においては入札書受付開始日時から開札までの期間をいう。

## (情報の確認)

第3条 入札執行機関に入札談合に関する情報が寄せられた場合は、情報提供者に対し、別表1の各事項について別記第1号様式により詳細な確認を行うものとする。

2 前項の確認は、本庁及び出先機関とも係長以上の職にある者が行うものとする。

3 入札執行機関の長は、前2項により情報の確認を行ったときは、その結果を別記第2号様式により所管部長に報告するものとする。

## (談合情報に対する措置)

第4条 入札執行機関の長は、指名競争入札において入札日時（電子入札においては入札書受付開始日時。以下同じ。）前に談合情報が寄せられた場合は、速やかに全指名業者及び当該業者の属する関係団体から事情聴取を行うもの

とする。この場合において、必要があると認めるときは、入札執行期間を延期するものとする。

- 2 入札執行機関の長は、指名競争入札において入札執行期間中に談合情報が寄せられた場合は、開札の結果、最低価格の入札者（最低制限価格を下回るものを除く。以下同じ。）又は最低の入札額が談合情報と一致したとき（最低の入札額については、近似値の場合を含む。以下同じ。）は、落札決定を保留し、速やかに全指名業者及び当該業者の属する関係団体から事情聴取を行うものとする。

第5条 入札執行機関の長は、事前審査型一般競争入札において入札日時前に談合情報が寄せられた場合は、入札参加資格確認通知後速やかに入札参加資格がある旨を通知した全業者（以下「全入札参加資格確認業者」という。）及び当該業者の属する関係団体から事情聴取を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、入札執行期間を延期するものとする。

- 2 入札執行機関の長は、事前審査型一般競争入札において入札執行期間中に談合情報が寄せられた場合であって、開札の結果、最低価格の入札者又は最低の入札額が談合情報と一致したときは、落札決定を保留し、速やかに全入札参加資格確認業者及び当該業者の属する関係団体から事情聴取を行うものとする。

第6条 入札執行機関の長は、事後審査型一般競争入札において入札日時前又は入札執行期間中に談合情報が寄せられた場合は、原則として、開札の結果、最低価格の入札者又は最低の入札額が談合情報と一致したときは、落札決定を保留し、速やかに全入札参加申込業者及び当該業者の属する関係団体から事情聴取を行うものとする。

第7条 入札執行機関の長は、開札後に談合情報が寄せられた場合は、必要に応じて指名競争入札にあっては全指名業者、事前審査型一般競争入札にあっては全入札参加資格確認業者、事後審査型一般競争入札にあっては全入札参加申込業者（以下「入札関係業者」という。）並びに当該入札関係業者の属する団体（以下「入札関係団体」という。）から事情聴取を行うものとする。

（事情聴取）

第8条 入札関係業者に対する事情聴取は、別表2の各事項について別記第3号様式により、当該入札について責任ある回答が得られる者から、個別に行うものとする。

- 2 入札関係団体に対する事情聴取は、別表3の各事項について別記第4号様式により、団体の責任者等から行うものとする。

- 3 事情聴取は、原則として、本庁及び出先機関とも係長以上の職にある者が複数で行うものとする。

（事情聴取により談合の事実が確認された場合の措置）

第9条 入札執行機関の長は、第4条から第6条までの規定による事情聴取の結果、落札決定前に談合の事実を確認した場合には、当該入札を中止するも

のとし、別記第5号様式により、その旨を所管部長へ報告するものとする。

2 入札執行機関の長は、第7条の規定による事情聴取の結果、落札決定後契約締結前に談合の事実を確認した場合は、当該入札を無効とし、別記第5号様式により、その旨を所管部長へ報告するものとする。

3 入札執行機関の長は、第7条の規定による事情聴取の結果、契約締結後に談合の事実を確認した場合は、工事の進捗状況等を考慮して当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

また、当該契約を解除した場合は、別記第5号様式によりその旨を所管部長へ報告するものとする。

(入札日時前の事情聴取で談合の事実が確認できなかった場合の措置)

第10条 入札執行機関の長は、第4条第1項の規定による入札日時前の事情聴取の結果、談合の事実を確認できなかった場合には、入札手続を再開するものとする。この場合において、入札参加意欲がないと自ら認めた者については、入札辞退届の提出を求めるものとする。

なお、入札日時までに入札辞退届の提出がなされない場合には、当該入札の指名を取り消すものとする。

2 入札執行機関の長は、第5条第1項の規定による入札日時前の事情聴取の結果、談合の事実を確認できなかった場合には、入札手続を再開するものとする。

3 入札執行機関の長は、前2項により再開した入札手続において、入札書の提出前(電子入札においては入札書の提出と同時に)に別記第6号様式の誓約書及び工事費内訳書(委託業務の場合は委託費内訳書とし、その合計額が入札額と同額のもの、以下「内訳書」という。)を提出させるものとする。

また、誓約書及び内訳書を提出しない者及び内訳書の合計額が入札額と同額でない者のした入札は無効とする。

なお、内訳書の様式については、「「工事費内訳書」の取扱いについて(平成19年12月25日付け土木部長通知)」(以下「工事費内訳書通知」という。)に示す提出様式に準じて入札執行機関の長がその都度定めるものとする。

4 入札執行者は、入札の執行に当たって、入札執行後に談合の事実が明らかとなった場合、又は、第11条第4項の規定により最低価格の入札者と契約を締結しないと決定した場合には、入札を無効とする旨の注意喚起を行うものとする。

5 入札執行者は、入札に積算担当者を立ち合わせ、第1回目の入札の開札前に、談合の可能性がないか内訳書を入念にチェックさせるものとし、その結果、談合の事実があったと判断した場合には、入札を無効とするものとする。

第11条 入札執行者は、前条の規定により入札を執行した結果、最低価格の入札者又は最低の入札額が談合情報と一致した場合には、落札決定を保留するものとする。

2 入札執行機関の長は、落札決定を保留した場合は、最低価格の入札者に対し、別表4の事項について別記第7号様式により再事情聴取を行うとともに、別記第8号様式の「誓約書」を提出させるものとする。

3 入札執行機関の長は、前項の再事情聴取後速やかに、最低価格の入札者に対する再事情聴取の結果等を別記第5号様式により、別に定める公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

4 入札執行機関の長は、前項の委員会の審査結果を踏まえ、最低価格の入札者と契約するか否かを決定するものとし、契約をしないと決定した場合は、当該入札を無効とする。

（開札後の事情聴取で談合の事実が確認できなかった場合の措置）

第12条 入札執行機関の長は、第4条第2項及び第5条第2項並びに第6条の規定による開札後の事情聴取に際し、入札関係業者から別記第6号様式の誓約書及び内訳書を提出させるものとする。

2 入札執行機関の長は、事情聴取の結果、談合の事実が確認できなかった場合は、別記第5号様式により委員会に報告するものとする。

3 入札執行機関の長は、前項の委員会の審査結果を踏まえ、最低価格の入札者と契約するか否かを決定するものとし、契約をしないと決定した場合は、当該入札を無効とする。

（談合情報と入札結果が一致しなかった場合の措置）

第13条 入札執行者は、入札結果が談合情報と一致しなかった場合には、落札決定（事後審査型一般競争入札においては落札候補者の決定）を行い、別記第5号様式により所管部長に報告するものとする。

（公正取引委員会及び警察本部への通知）

第14条 所管部長は、この要領に基づく措置の結果等について別記第9号様式により、速やかに公正取引委員会及び警察本部へ通知するものとする。

（その他）

第15条 入札談合に関する情報の処理に関し、この要領に定めのない事項及びこれらにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

別表 1 . . . 第 1 号様式 情報提供者からの情報確認票

情報提供者の氏名，連絡先

情報の入手先

通報先

対象の工事等件名

落札予定業者名

談合の方法（電話，ファックス，会合等）

談合の日時・場所

談合業者名

談合調停者名

落札予定業者決定の経緯・理由

落札予定金額（予定価格に対する割合，割合の範囲や金額の範囲を含む）

その他の談合に関する情報